

7.1.4 陸域生態系

1) ハナサキガエル類

ハナサキガエル類に係る環境保全措置は、表-7.1.4(1)に示すとおりである。

表-7.1.4(1) 陸域生態系に係る環境保全措置

実施主体	事業者
方法及び実施の内容	<ul style="list-style-type: none"> 産卵場、幼生の生息場所の消失、成体の生息環境の消失を代償する措置として、近隣好適地への移動及びビオトープの創出を行う。
効果	<ul style="list-style-type: none"> 近隣好適地への移動、ビオトープを創出することにより、損なわれる環境の有する価値は代償される。
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> 近隣好適地の措置後のイメージは図-7.1.4(1)に示すように河床の底質が泥質であることから、幼生の生息場所の創出のため、一部の河床の改善（砂礫質）を予定している。また、ゴルフ場内の人工排水路の岩を活用し、川岸に配置することを予定している。 ビオトープ候補地の措置後のイメージは図-7.1.4(2)に示した。
効果の不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> ハナサキガエル類の移動について、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であると考ええる。
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 移動地である近隣好適地、ビオトープ候補地の調査の結果、野生下での同種の生息密度は近隣好適地において極めて小さく、ビオトープ候補地では生息しておらず、また、他のカエル類の生息密度も小さいことから、移動地の環境の攪乱の要素は小さいと判断される。
代償措置	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由 ゴルフ場内のハナサキガエル類の生息地は、事業実施区域のほぼ中央に位置しており、生息地の直接的な改変が生じる。 また、工事の初年度からハナサキガエル類の人工排水路に水を供給している揚水機が停止することによるハナサキガエル類の産卵場、幼生の生息場所の消失、成体の生息環境の消失については、回避措置や有効な低減措置がとれない。
損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ハナサキガエル類の代償措置としての移動地の位置は、図-7.1.4(3)に示す近隣好適地とボックスカルバートの下流側にビオトープを予定している。 近隣好適地の環境要素は、河畔林（オバギ-ゲッキツ群落の二次林内の小河川）であり、移動候補地の河床の底質が泥質であることから、幼生の生息場所の創出のため、一部の河床の改善（砂礫質）を予定している。また、ゴルフ場内の人工排水路の岩を活用し、川岸に配置することを予定しているが、損なわれる重要な環境要素はない。 ビオトープ候補地の環境要素は、コンクリート水路であり、損なわれる重要な環境要素はなく、ハナサキガエル類の産卵場、幼生の生息場所、成体の生息環境として好適な緩やかな流れ、止水域、石積み、緑陰を造る樹木等の環境を創出する。